ぎふ就農ポータルサイト「ぎふっ晴れ」 サイト改修及び運営管理委託業務募集要項

> 令和2年6月30日 一般社団法人 岐阜県農畜産公社

# 目 次

1 2 3 4	1 <b>募集の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	•	1
1 2	<b>2 プロポーザルに係る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	•	1
1 2	3 <b>評価に係る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	•	5
1 2 3	4 選定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	6
1	<ul><li>5 契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	. •	7
1 2 3	6 <b>業務の適正な実施に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	<b>養務</b>	7
1	7 業務の継続が困難となった場合の措置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	7
第	8 問い合わせ先及び各種書類の提出先・・・・・・・・・・・・・・・・		8
別	表 評価項目及び評価基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		

## ぎふ就農ポータルサイト「ぎふっ晴れ」サイト改修及び運営管理委託業務募集要項

農業従事者の減少と高齢化により、本県農業の担い手の育成が緊急課題となっています。岐阜県としては、その対応策の1つとして、平成29年度より「担い手プロジェクト2000」に取り組んでいます。一般社団法人岐阜県農畜産公社では平成30年9月に、新規就農・就業を希望される者や農業参入を希望される企業等への情報提供、担い手の経営基盤強化に資するため、各種情報を一元的に管理する就農ポータルサイト「ぎふっ晴れ」を開設しました。

ついては、一般社団法人岐阜県農畜産公社は、就農ポータルサイト「ぎふっ晴れ」サイト運営委託業務を引き続き効果的・効率的に行う事業者を募集し、プロポーザル(提案) 方式により選定された者に委託することとします。

## 第1 募集の内容

- 1 委託業務名 ぎふ就農ポータルサイト「ぎふっ晴れ」サイト改修及び運営管理委託業務
- 2 業務内容

別添「ぎふ就農ポータルサイト『ぎふっ晴れ』サイト改修及び運営管理委託業務仕 様書」のとおり

- 3 委託業務期間 契約締結日から令和3年3月31日(水)まで
- 4 委託費の上限
  - 3,200千円(消費税及び地方消費税込み)
- 5 委託団体数

1事業者

# 第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等(以下「法人等」という)であって、以下の(1)から(9)までの条件を満たすものとする。

また、共同体で参加する場合にあっては、全ての構成員が(1)から(9)の全ての条件を満たすことのほか、代表者は構成員のうち出資比率が最大であることとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
- ① 破産者で復権を得ない者
- ② 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった

日から2年を経過しない者

- (3) 次①から③のいずれかに該当する者ではないこと。
- ① 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法 附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含 む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされ ている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参 加資格の受付がなされている者を除く。)
- ② 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)
- ③ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者 及びその開始決定がなされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前 の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格 停止措置要領に基づく指名停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポー ザル評価会議の日までに受けていないこと。
- (6) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までに受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体ではないこと。
- (8) プロポーザル参加申込時点で、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) この業務に関して、他の共同企業体の構成員を兼ねている者でないこと。

#### 2 提案書の作成

「第1 募集の内容」の仕様に従い、下記の項目について提案書を作成してください。なお、提案書は様式1及び2のとおりとし、日本工業規格A4 (一部A3版資料折込使用可)とします。また、提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

- (1) 事業実施方針
- (2) 実施内容
- (3) 実施スケジュール
- (4) 実施体制
- (5) 独自提案
- (6) 提案者のこれまでの実績
- (7) その他

#### 3 プロポーザルの手続き等

#### (1) スケジュール

項目	日程		
①募集要項等の公表・配布	令和2年7月1日(水)~令和2年7月14日(火)		
②募集要項等に関する質問受付	令和2年7月1日(水)~令和2年7月14日(火)		
③プロポーザル参加申込受付	令和2年7月1日(水)~令和2年7月14日(火)		
④提案書の受付	令和2年7月1日(火)~令和2年7月15日(水)		
⑤プロポーザル評価会議	令和2年7月下旬(予定)		
⑥選定結果の通知・公表	令和2年7月下旬(予定)		

#### (2) 募集要項等の公表・配布

## ①配布日時

令和2年7月1日(火)~令和2年7月14日(火)

午前8時30分から午後5時15分まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます)

# ②配布場所

一般社団法人岐阜県農畜産公社

(〒500-8384) 岐阜市薮田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階

- ※募集要項は一般社団法人岐阜県農畜産公社のホームページからも入手できます。 ※郵送での配布は行いません。
- (3) 募集要項等に関する質問受付及び回答
  - ①質問受付期間

令和2年7月1日(火)~令和2年7月14日(火)正午まで

②質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を一般社団法人岐阜県農畜産公社あてに郵送、FAX又は電子メールにファイル(ファイル形式はMicrosoft Wordとしてください。)を添付し提出してください。

- ※ メール送信の際は、件名に「就農ポータルサイト『ぎふっ晴れ』サイト運営 委託業務と記載したうえで送信してください。
- ※ 提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

#### ③提出場所

一般社団法人岐阜県農畜産公社

(〒500-8384) 岐阜市薮田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階)

FAX 058-276-1268

電子メールアドレス agri-stock@gifu-notiku.com

# ④回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、一般社団法人岐阜県農畜産公社のホームページ上にて公開します。

- (4) プロポーザル参加申込受付
  - ①参加申认受付期間

令和2年7月1日(火)~令和2年7月14日(火)

②提出方法

プロポーザル参加希望者は、参加申込書(別紙2)を持参又は郵送のいずれかの方法で、一般社団法人岐阜県農畜産公社に提出してください。

持参の場合の受付時間は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分

までとし、郵送の場合は、締め切り日当日の午後5時15分までに一般社団法人岐阜県農畜産公社に到着したものを有効とします。

郵送の場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法としてください。

※ 提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

#### (5) 提案書の受付

- ①受付期間
- 令和2年7月1日(火)~令和2年7月15日(水)
- ②提出書類
  - ア 提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式  $1\sim 2$ ) 別添「仕様書」を参考に提案してください。
  - イ 経費積算書(様式任意、積算内訳書を含むこと)
  - ウ 法人等に関する書類(共同体の場合は、すべての構成員の分を提出)
    - (ア) 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・(様式3)
    - (イ)履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもの)
    - (ウ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益決算書又はこれらに 類するもの(団体の場合は、同様の内容がわかる資料)
  - エ 誓約書(共同体の場合は、すべての構成員の分を提出)・・・・ (様式4)
  - オ 共同体構成員届出書・・・・・・・・・・・・・・・ (様式5)
  - カ 共同体協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式6)
  - キ 共同体委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式7)
  - ク その他、独自提案内容の説明に必要な資料
- ③提出部数
  - 8部(正本1部、副本7部)
  - ※ カラー刷りの場合、副本もカラー刷りで提出してください。
- ④提出方法

令和2年7月15日(水)午後5時15分までに持参又は郵送のいずれかの方法で一般社団法人岐阜県農畜産公社に提出してください。

持参の場合の受付時間は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、締め切り当日の午後5時15分までに一般社団法人岐阜県農畜産公社に到着したものを有効とします。

郵送の場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法として ください。

- ※ 提出後、必要な場合は、追加資料の提出を求める場合があります。
- ※ 提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。
- (6) プロポーザル参加に際しての注意事項
  - ①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ア 評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に 開示した場合
- エ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- オ 募集要項に反すると認められる場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## ②無効事由

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効となります。

③著作権·特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとします。

④複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

⑤提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。 (軽微なものを除く。)

⑥返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑦ 費用負扣

提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

8 その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、提案書等提出書類の提 出がなされない場合は、辞退したものとします。

- イ 参加者は、提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものと します。
- ウ 提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日(土日祝日除く) の正午までに、辞退届(様式自由)を一般社団法人岐阜県農畜産公社に持参又 は郵送により申し出てください。
- (7) 経費積算書作成に当たっての注意事項
  - ①提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

- ②本事業実施に係る通信運搬費(電話回線使用料、郵送料等)、事務費(消耗品費等)は必要に応じて計上してください。
- ③パソコン、複合機 (コピー/FAX) 等の設置に係る経費については、委託費に 含みません。 (レンタル料等の維持管理費は必要に応じて計上してください。)
- ④人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて、適切な水準を設定してください。

## 第3 評価に関する事項

1 評価方法

評価は、一般社団法人岐阜県農畜産公社が別に定める構成員により組織された「ぎ ふ就農ポータルサイト『ぎふっ晴れ』サイト運営委託業務プロポーザル評価会議」 (以下「評価会議」という)が行います。

なお、評価会議における評価は、評価項目及び評価内容(別表)に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性、透明性

の確保に十分に配慮しながら、提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。 評価会議ではプロポーザル参加者がプレゼンテーションをお願いします。

#### 2 評価会議

(1) 開催日時

令和2年7月下旬(予定)

- (2) 開催場所
  - 一般社団法人岐阜県農畜産公社会議室(予定)
- (3) プロポーザルの所要時間 プレゼンテーション 20分間以内 その後、構成員からの質疑 10分程度
- (4) 注意事項
  - ・ 正式な開催日、開催時間、指定時間及び開催場所については、後日、プロポーザル参加者に通知します。
  - プレゼンテーションを行う方は3名までとします。
  - プロポーザル参加者は、他の参加者の提案を傍聴することができません。
  - ・ 指定の時間に遅れた場合には、評価対象といたしません。
  - ・ プレゼンテーションソフトを用いたプレゼンテーションは想定していません。提出された提案書・PRツール案に基づいてプレゼンテーションをしていただきます。
- 3 評価項目及び評価内容 別表「評価項目及び評価内容」のとおり

#### 第4 選定に関する事項

1 最優秀提案者の選定

一般社団法人岐阜県農畜産公社は、上記の評価結果に基づき、評価構成員の評価点が最高点の者を、最優秀提案者として選定します。

2 複数の同得点者が生じた場合等の取扱い

最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。

なお、評価点及び提案金額が同額である者が複数者いる場合は、同者らによるくじ 引きにより決するものとします。

3 提案者が1者の場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満 たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。

4 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、以下の項目を一般社団法 人岐阜県農畜産公社のホームページ上で公表します。

- (1) 最優秀提案者(契約交渉の相手方)の名称及び評価点
- (2) 全提案者の名称(申込順)

- (3)全提案者の評価点(得点順)(提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、 応募者が2者の場合には公表しません)
- (4) 最優秀提案者 (契約交渉の相手方) の選定理由
- (5) 評価会議の構成員の氏名
- (6) その他(最優秀提案者と契約の相手方が異なる場合は、その理由)

# 第5 契約の締結

1 契約方法

選定した最優秀提案者と一般社団法人岐阜県農畜産公社が協議し、委託業務に係る 仕様を確定させたうえで、契約を締結します。

仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、一般社団法人岐阜県農畜産 公社との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することもありま す。

なお、選定した最優秀提案者と一般社団法人岐阜県農畜産公社との間で行う仕様の 詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高 い提案者(基準点を満たした者に限る)と協議を行います。

## 第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守 受託者は、労働基準法、労働関係調整法、その他関係法令を遵守してください。

## 2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。なお、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、一般社団法人岐阜県農畜産公社と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

## 3 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合にはその取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

#### 4 守秘義務

受託者は、受託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

万一、受託者の責に帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害(第 三者に及ぼした損害を含む。)については、受託者が自己の責任において処理しなければなりません。受託者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合について も、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければなりません。

## 第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

一般社団法人岐阜県農畜産公社と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、一般社団法 人岐阜県農畜産公社は契約の取消しができます。

この場合、一般社団法人岐阜県農畜産公社に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

#### 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、一般社団法人岐阜県農畜産公社及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

# 第8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

一般社団法人岐阜県農畜産公社

(〒500-8384) 岐阜市薮田南 5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階)

TEL 058-215-1550

FAX 058-276-1268

電子メールアドレス agri-stock@gifu-notiku.com